

3月1日から町立落合診療所の診療日が変わります

2月28日まで

毎週月～土曜日



3月1日から

毎週月・火・木・金・土曜日

町内診療所の診療日時（平成18年3月1日以降）

	診療日	8:30	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:30
		9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	
落合診療所 ☎53-2416	月・火・木・金・土曜日		■	■	■	■						
幾寅診療所 ☎52-2414	月曜日		■	■	■						■	■
	火曜日～金曜日		■	■	■	■			■	■		
金山診療所 ☎54-2301	月・火・木・金曜日							■	■	■	■	
歯科診療所 ☎52-2452	月曜日～ 土曜日(第2・4・5)		■	■	■			■	■	■	■	
	土曜日(第1・3)		■	■	■							

■ が診療時間となります。

問い合わせ先

保健福祉課(国保医療係) ☎ 52-2144

「所得税の確定申告」「町道民税の申告」の巡回相談

申告をしなければならない方

- 平成18年1月1日現在、町内に居住している方で、平成17年中に所得のあった方
 - 国民健康保険に加入されている方(子どもなど年齢や所得の有無に係らず、加入されている方全員)
- ただし、次に該当する方は申告をする必要はありません。
- 既に平成17年分所得税の確定申告を終えている方
 - 給与所得のみで他の所得がなく、年末調整が行われている方

日程表

実施日	地区	実施時間	場所
3月6日(月)	下金山	9:30～15:00	下金山地区多目的センター
3月7日(火)	金山	9:30～16:00	金山地区コミュニティセンター
3月8日(水)	落合	9:30～16:00	落合地区多目的センター
3月9日(木)	北落合	13:00～16:00	役場大会議室
	幾寅		

申告に必要なもの

給与所得のある方は、勤務先から発行された「給与所得の源泉徴収票」
 年金所得のある方は、社会保険庁から郵送された「公的年金等の源泉徴収票」
 事業所得のある方は、収支決算書など
 昨年中に支払った国保税、介護保険料の領収書、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
 生命保険料控除や損害保険料控除を受ける場合は、保険料の「払込証明書」
 医療費控除を受ける場合は、受診者ごと・病院ごと・日付順に整理された領収書
 所得税の還付申告をされる方は、預貯金通帳など口座番号のわかるもの
 印鑑

問い合わせ先

町民税務課(税務係) ☎ 52-2145